

令和 6 年度 特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定兼納税通知書の見方

江東区役所区民部課税課

「令和6年度 特別区民税・都民税・森林環境税の税額決定兼納税通知書」をお送りします。
令和6年度特別区民税・都民税（以下「住民税」）は、令和5年1月～12月分の所得をもとに算出しています。

森林環境税は今年度より住民税の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円が課税されます。

なお、通知書の様式や裏面記載の税率、各種控除は、年度により異なります。

納付書にてお支払いの方へ

一括(全期)用の納付書は、重複納付防止等の観点から同封しておりません。一括で全期分のお支払いを希望する方は、同封の納付書全てをご使用ください。また、一括(全期)用の納付書を郵送することも可能ですので、納税課 収納推進係(03-3647-2063)までご連絡ください。

退職(休職や育児休業を含む)により、住民税が給与から特別徴収(引き落とし)されなくなった方

住民税は前年の所得に対して課税されるため、令和5年中に課税される所得金額があった方は、退職等された場合でも、令和6年度の住民税を納める必要があります。退職等の理由のみで住民税が軽減・免除されることはありません。

なお、退職等により給与から特別徴収されなくなった場合は、普通徴収（同封の納付書または口座振替で納める方法）にて住民税を納付していただくこととなります。

就職(再就職)や復職をされる方で、給与からの特別徴収(引き落とし)を希望される方

普通徴収から特別徴収への切替の際は、勤務先から区役所への届出が必要です。就職（再就職）または復職される勤務先の給与事務担当者に、給与からの特別徴収希望の旨を申し出てください。

ただし、納期限の過ぎた期別分の税額及び65歳以上の方の公的年金等に係る住民税額については、給与からの特別徴収に切替えることができませんのでご了承ください。

令和6年1月2日以降に江東区から他の区市町村に転出された方

住民税は、1月1日に住んでいる区市町村で課税します。したがって、令和6年1月2日以降に他の区市町村に転出した場合でも、令和6年度の住民税は、同封の納付書または口座振替にて江東区に納めていただくこととなります。

年金からの特別徴収（引き落とし）について

右記「⑫公的年金からの特別徴収」欄に記載のある方のみお読みください。

対象者

※以下の条件を全て満たす方

- ・令和6年4月1日現在、65歳以上の公的年金の受給者
 - ・令和5年中の公的年金等の所得に係る住民税額のある方
 - ・江東区の介護保険料が公的年金から特別徴収されている方
- ※住民税決定後に介護保険料の特別徴収該当者等が確定するため、対象者として通知されても、後日、対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特別徴収される対象税額

公的年金等に係る住民税額

※上記税額を給与から特別徴収することや普通徴収により納付することはできません。

特別徴収の方法

○令和6年度より公的年金からの特別徴収が開始（再開）される方

徴収方法		普通徴収		年金から特別徴収		
納期・徴収月		1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	2月
年税額	個人住民税	対象住民税額の1/4	対象住民税額の1/4	対象住民税額の1/6	対象住民税額の1/6	対象住民税額の1/6
	森林環境税	0円		1,000円		

対象住民税額の半分を2回に分けて納付書または口座振替で納付していただきます。

対象住民税額の残りの半分を3回に分けて年金から引き落とします。

○令和5年度より引き続き公的年金から特別徴収される方

徴収方法		年金から特別徴収（仮徴収）			年金から特別徴収（本徴収）		
徴収月		4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	個人住民税	前年度の対象住民税額の1/6	前年度の対象住民税額の1/6	前年度の対象住民税額の1/6	対象住民税額から仮徴収税額を差し引いた残額の1/3	対象住民税額から仮徴収税額を差し引いた残額の1/3	対象住民税額から仮徴収税額を差し引いた残額の1/3
	森林環境税	0円			1,000円		

令和5年度の対象住民税額の半分を3回に分けて年金から引き落とします。

令和6年度の対象住民税額から仮徴収税額を差し引いた残りを3回に分けて年金から引き落とします。

※年度の途中で年金からの特別徴収ができなくなった場合、残りの税額は普通徴収により納付していただきます。

よくある質問

- ❏ 年金から特別徴収されていますが、給与から特別徴収されているのはなぜですか。／普通徴収の通知書が届いたのはなぜですか。
- ❏ 年金から特別徴収される住民税は、公的年金等の所得に係る住民税です。したがって、公的年金等以外の所得がある方は、その所得に対する住民税を給与特別徴収や普通徴収で納めていただくことになります。

①通知書番号

問い合わせの際は、この番号をお伝えください。

②口座振替

口座振替の登録がされている方は、登録済の金融機関名、口座番号及び納付方法を記載しています。（口座番号は個人情報保護のため、一部＊で表示しています。）

＜全期前納口座振替＞

第1期納期限に全額引き落としします。

※ただし、年度の途中から課税される税額については、全期前納と表示があっても、各期別納付となります。

＜各期口座振替＞

各期納期限に各期の税額を引き落としします。

③徴収方法別の税額

1年間の税額と内訳（徴収方法別に納めていただく税額）を記載しています。

◎年税額

特別区民税・都民税・森林環境税の合計額

◎給与特別徴収税額

年税額のうち、給与から特別徴収（引き落とし）される税額

◎公的年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金から特別徴収（引き落とし）される税額

◎普通徴収税額

年税額から、給与特別徴収税額及び公的年金特別徴収税額を差し引いた税額（同封の納付書や口座振替で納付いただく税額）

④普通徴収税額

普通徴収により徴収する税額の各期の納期限及び納付額を記載しています。

納めていただく額は、『充当・委託納付後差引納付額』に記載している額になります。

⑤収入・所得金額の内訳

税額の根拠となる収入、所得欄です。（収入は給与と公的年金の項目を表示）

※総所得合計には⑥の繰越損失を含みます。

⑥繰越損失

純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失、雑損失、株式等譲渡損失、先物取引損失などの繰越損失額を記載しています。

⑦合計所得

総所得金額、短期譲渡所得金額（特別控除前）、長期譲渡所得金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得金額等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額（特別控除後）及び退職所得金額の合計額となります。

※⑥の繰越損失は合計所得には含みません。

※障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税判定、均等割の非課税判定、森林環境税の非課税判定、扶養控除、基礎控除の判定の基準になります。

⑧所得控除額の内訳

税額の根拠となる所得控除欄です。

記載されている控除額は住民税の控除額のため、所得税の控除額と異なるものがあります。

令和 6年度 特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定兼納税 通知書

氏名 江東 太郎 様

① 通知書番号 010606-123456

年 税 額 (A)+(B)+(C)	222,300 円
給与特別徴収税額 (A)	0 円
公的年金特別徴収税額 (B)	35,000 円
普通徴収税額 (C)	187,300 円

④

あなたの特別区民税・都民税・森林環境税は下記のとおりです。（単位：円）					
期 別	普通徴収税額	1 期	2 期	3 期	4 期
納 期 限		令和 6年 7月1日	令和 6年 9月2日	令和 6年10月31日	令和 7年 1月31日
税 額	187,300	40,300	49,000	49,000	49,000
充当・委託納付額					
納 付 済 額					
差 引 納 付 額	187,300	40,300	49,000	49,000	49,000

9 9 9 - 9 9 9 9
東京都江東区東陽
〇〇番地〇

江東 太郎 様



805-40000002 G00102 1

口座振替による納付（普通徴収）の場合

金 融 機 関 名 〇〇銀行 〇〇支店
口 座 番 号 普通 ＊＊＊＊＊＊
納 付 方 法 各期口座振替

② 問い合わせ先

〒135-8383 東京都江東区東陽西丁目11番28号
江東区役所区民部課税課
TEL. 03(3647)9111（大代表）

令和 6年度 特別区民税・都民税・森林環境税 課税明細書

氏名 江東 太郎 様

（１）所得金額の内訳 （単位：円）

収入	給 与 収 入	
	公 的 年 金 収 入	232 787 8
	公 的 年 金	122 787 8
	雑（業務・その他）	19 733 24
総合課税所得	*****	

	総 所 得 合 計	320 120 2

⑤	⑥	⑦
分 離 課 税 所 得		
繰 越 損 失		
合 計 所 得	320,120.2	

（２）所得控除額の内訳

控 除 額	社会保険料控除	41,526.8
除 額	生命保険料控除	5,600.0
額	基礎控除	43,000.0
控 除 合 計	90,126.8	

⑧	⑨	⑩
扶 養 控 除		
本 人 控 除		
事 業 所 課 税		

（３）課税標準額	
総 所 得	229,993.4
課 税 標 準 額	

通知書番号 010606-123456

（４）合計税額

	区 民 税	都 民 税
所得割合計額	13,794.0	9,196.0
調整控除	1,500.0	100.0
定 額 減 税 額	6,000.0	4,000.0
差 引 所 得 割 額	13,044.0	8,696.0
均 等 割 額	3,000.0	1,000.0
森 林 環 境 税 額	1,334.00	8,790.0
年 税 額		222,300

（５）公的年金から特別徴収する額及び徴収月

特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
受給者の法人番号	61000001120710001
令和 6年 4 月	4,800
令和 6年 6 月	4,700
令和 6年 8 月	4,700
令和 6年 10 月	7,000
令和 6年 12 月	6,900
令和 7年 2 月	6,900

令和 6年 4 月	4,800
令和 6年 6 月	4,700
令和 6年 8 月	4,700
令和 6年 10 月	7,000
令和 6年 12 月	6,900
令和 7年 2 月	6,900

令和 6年 4 月	4,800
令和 6年 6 月	4,700
令和 6年 8 月	4,700
令和 6年 10 月	7,000
令和 6年 12 月	6,900
令和 7年 2 月	6,900

⑨扶養・本人控除・事業所課税

所得控除（※）の扶養・本人控除の内訳及び事業所課税について記載しています。

該当項目に『＊』あるいは人数が表示されます。

（※「16歳未満扶養親族」は控除対象外となりますが、非課税判定等に使用します。）

⑩課税標準額

所得金額から、所得控除合計を差し引いた額の1,000円未満を切り捨てた金額です。

分離課税分は一部を合算して記載している場合があります。

⑪合計税額

所得割合計額 … 課税標準額に特別区民税・都民税それぞれの税率を乗じた額です。

税額控除（調整控除など）… 所得割合計額から差し引く控除額を記載しています。

均等割額 … 特別区民税 3,000円 都民税 1,000円（※）

（※）所得の状況等により異なる金額となる場合があります。

森林環境税 … 1人年額1,000円

計 … 当該年度の納めていただく住民税額の合計を記載しています。（森林環境税は除く）

年税額 … 当該年度の納めていただく住民税と森林環境税の合計額を記載しています。

⑫公的年金からの特別徴収

公的年金から住民税が特別徴収（引き落とし）される方のための通知欄です。

特別徴収義務者、年金の種類、公的年金から特別徴収される徴収月及び税額、翌年度の仮特別徴収税額を記載しています。

なお、翌年度仮特別徴収税額は、今年度の税額には含まれません。

令和6年度に限り、森林環境税は本徴収により全額徴収をします。

《公的年金からの特別徴収の中止について》

中止の事由が発生した日から、年金保険者の特別徴収中止処理が完了するまでの間に公的年金等の支払いがあり、住民税が特別徴収された場合は、収納情報を確認後清算させていただきます。

1. 税率

- (1) 均等割 特別区民税 3,000円 都民税 1,000円
(2) 森林環境税 1,000円
(3) 所得割（総合課税） 特別区民税 6% 都民税 4%

〈住民税・森林環境税がかからない方〉

非課税区分	均等割	所得割	森林環境税
令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方	非課税	非課税	非課税
令和6年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方	非課税	非課税	非課税
前年中の合計所得金額が次の金額以下の方			
ア 扶養親族等のいない方：45万円	非課税	非課税	非課税
イ 扶養親族等のいる方：35万円×（扶養親族等の数＋1）＋31万円			
上記に該当せず、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方			
ア 扶養親族等のいない方：45万円	課税	非課税	課税
イ 扶養親族等のいる方：35万円×（扶養親族等の数＋1）＋42万円			

※扶養親族等…納税者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者（内縁や末届の場合を除く）や親族をいい、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）も含みます。
※総所得金額等…合計所得金額から損失の繰越控除をした後の金額をいいます。

(4) 所得割（分離課税）

区 分		特別区民税	都民税
短期譲渡所得	一 般	5.4%	3.6%
	軽 減	3%	2%
長期譲渡所得	一 般	3%	2%
	優良	2,000万円以下の部分	2.4%
		2,000万円超の部分	3%
	居住	6,000万円以下の部分	2.4%
		6,000万円超の部分	3%
株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得		3%	2%
上 場 株 式 等 に 係 る 配 当 所 得 等		3%	2%
先 物 取 引 に 係 る 事 業・雑 所 得		3%	2%
山 林 所 得・退 職 所 得		6%	4%

(5) 給与所得の速算表（複数の給与収入がある場合、その合計額で計算します。）

給与収入の合計額（円）	給与所得金額（円）
0 ～ 1,618,999	収入額 － 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	(A) ×60% ＋ 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	(A) ×70% － 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A) ×80% － 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入額×90% － 1,100,000
8,500,000 ～	収入額 － 1,950,000

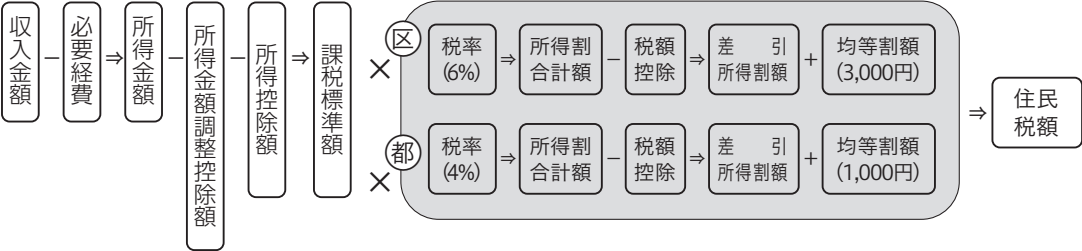
※（A）＝ {(収入額÷4) →1,000未満切捨後} ×4

(6) 公的年金等に係る雑所得の速算表

年 齢	公的年金等 収入の合計額 (B)	公的年金等に係る雑所得金額			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
65歳以上	330万円未満 (B)	－ 110万円 (B)	－ 100万円 (B)	－ 90万円	
	410万円未満 (B)×75%	－ 27.5万円 (B)×75%	－ 17.5万円 (B)×75%	－ 7.5万円 (B)×75%	
	770万円未満 (B)×85%	－ 68.5万円 (B)×85%	－ 58.5万円 (B)×85%	－ 48.5万円 (B)×85%	
	1,000万円未満 (B)×95%	－ 145.5万円 (B)×95%	－ 135.5万円 (B)×95%	－ 125.5万円 (B)×95%	
	1,000万円以上 (B)	－ 195.5万円 (B)	－ 185.5万円 (B)	－ 175.5万円 (B)	
65歳未満	130万円未満 (B)	－ 60万円 (B)	－ 50万円 (B)	－ 40万円 (B)	
	410万円未満 (B)×75%	－ 27.5万円 (B)×75%	－ 17.5万円 (B)×75%	－ 7.5万円 (B)×75%	
	770万円未満 (B)×85%	－ 68.5万円 (B)×85%	－ 58.5万円 (B)×85%	－ 48.5万円 (B)×85%	
	1,000万円未満 (B)×95%	－ 145.5万円 (B)×95%	－ 135.5万円 (B)×95%	－ 125.5万円 (B)×95%	
	1,000万円以上 (B)	－ 195.5万円 (B)	－ 185.5万円 (B)	－ 175.5万円 (B)	

(65歳以上：S 34.1.1以前出生 65歳未満：S 34.1.2以後出生)

2. 特別区民税・都民税の計算方法



※課税標準額は1,000円未満端数切捨て、所得割額は100円未満端数切捨てで計算します。
※分離課税所得がある場合には、計算方法（税率等）が異なります。
※上図の特別区民税・都民税の計算方法内の住民税額と併せ、森林環境税1,000円が徴収されます。

3. 所得金額調整控除（給与所得から控除）

	対 象 者	要 件	控 除 額
1	給与等の収入金額が850万円を超える者	右のいずれか ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額－850万円)×10% 【限度額】15万円
2	給与所得控除後の給与等の金額 (A) および公的年金等に係る雑所得の金額 (B) がある者	AとBの合計額が10万円を超える	(A＋B)－10万円 【限度額】10万円

※1・2両方に該当する場合は、1の控除後に2を控除します。

4. 所得控除

控 除 の 種 類		控 除 額		
雑 損 控 除		次のうち、いずれか多い方の金額 1. (損失額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円		
医 療 費 控 除	通常の医療費控除	1. 総所得金額等が200万円以上の場合 (支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額)－10万円 2. 総所得金額等が200万円未満の場合 (支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等×5% 【限度額200万円】		
	セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	特定一般用医薬品等購入費用－保険金等で補てんされる金額－12,000円 【限度額88,000円】		
社 会 保 険 料 控 除		支払金額		
小規模企業共済等掛金控除		支払金額		
生 命 保 険 料 控 除	区 分		支 払 金 額	控 除 額
	① (旧契約: H23.12.31以前の契約)	・旧契約一般生命保険料	15,000円 以下	全額
		・旧契約個人年金保険料	15,001円 ～ 40,000円	支払金額×1/2＋7,500円
		(旧契約: H23.12.31以前の契約)	40,001円 ～ 70,000円	支払金額×1/4＋17,500円
			70,001円 ～	35,000円
	両方の保険料を支払った場合		それぞれ上記で算出した控除額の合計金額 (合計適用限度額:70,000円)	
	② (新契約: H24.1.1以降の契約)	・新契約一般生命保険料	12,000円 以下	全額
		・新契約個人年金保険料	12,001円 ～ 32,000円	支払金額×1/2＋6,000円
		・介護医療保険料	32,001円 ～ 56,000円	支払金額×1/4＋14,000円
		(新契約: H24.1.1以降の契約)	56,001円 ～	28,000円
2つ以上の保険料を支払った場合		それぞれ上記で算出した控除額の合計金額 (合計適用限度額:70,000円)		
①と②の両方がある場合		①及び②で算出した各種保険料控除額の合計金額 (合計適用限度額:70,000円)		
一般生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方がある場合は右記のいずれか多い方の金額		1. ①で算出した控除額 (控除限度額: 35,000円) 2. ①で算出した控除額＋②で算出した控除額 (控除限度額: 28,000円)		
地 震 保 険 料 控 除	区 分		支 払 金 額	控 除 額
	① 地 震 保 険 料 の み	50,000円 以下	支払金額×1/2	
		50,001円 ～	25,000円	
	② 旧長期損害保険料のみ	5,000円 以下	全額	
		5,001円 ～ 15,000円	支払金額×1/2＋2,500円	
		15,001円 ～	10,000円	
①と②両方の保険料を支払った場合		①及び②で算出した控除額の合計金額 (合計適用限度額:25,000円)		

控除の種類		控除額	控除の種類		控除額	
扶 養 控 除	特定	45万円	寡婦控除		26万円	
	同居老親	45万円	ひとり親控除		30万円	
	老人	38万円	勤労学生控除		26万円	
	一般	33万円	基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円
障害者控除	同居特障	53万円			2,450万円以下	29万円
	特別	30万円			2,500万円以下	15万円
	普通	26万円			2,500万円超	－

	配偶者の合計所得金額		本人合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者 控除	48万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	控除適用なし ※同一生計配偶 者には該当
		老人	38万円	26万円	13万円	
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超～100万円以下		33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	100万円超～105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超～110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超～115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超～120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超～125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超～130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超～133万円以下		3万円	2万円	1万円	

※本人合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者には該当します。この場合、(特別)障害者控除や非課税判定の対象となります。

5. 税額控除

(1) 調整控除（合計所得金額 2,500万円超は適用なし）

住民税の課税標準額が200万円以下の方
1または2のいずれか小さい額の5%（区3%・都2%） 1. 所得税と住民税の人的控除の差の合計額 / 2. 住民税の課税標準額
住民税の課税標準額が200万円超の方
{(所得税と住民税の人的控除の差の合計額－(住民税の課税標準額－200万円))×5%（区3%・都2%）
※この額が2,500円未満の場合は、マイナスの場合でも2,500円とします。

(2) 配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		特別区民税	都 民 税	特別区民税	都 民 税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

対象者	平成26年から令和5年までに入居し、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方		
控除額	1または2のいずれか小さい額		
	1. 住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額		
	2. 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に対し下表の割合に相当する額（ただし、下表の上限額までとする。）		
	入居開始日		割合 上限額
	～平成26年3月31日		5% 97,500円
	平成26年4月1日	(特別) 特定取得該当	7% 136,500円
	～令和3年12月31日	その他の取得	5% 97,500円
令和4年1月1日～		(特例) 特別特例取得該当	7% 136,500円
		その他の取得	5% 97,500円
令和5年1月1日～		5% 97,500円	

(4) 寄附金税額控除/外国税額控除 詳しくは課税課までお問い合わせください。

(5) 配当割額の控除/株式等譲渡所得割額の控除

一定の上場株式等の配当所得及び源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得を確定申告に含めた場合、その住民税相当分を、それぞれ特別区民税・都民税所得割額から控除します。控除しきれなかった金額は、当該年度の住民税に充当、または、森林環境税へ委託納付し、充当しきれなかった金額がある場合は、その金額を還付します。

(6) 定額減税による控除

詳しくは課税課までお問い合わせいただくか、下記リンクの本区ＨＰにてご確認ください。
<https://www.city.koto.lg.jp/060502/kurashi/zeikin/teigakugenzai.html>
なお所得税の定額減税に関するお問い合わせは、国税庁ＨＰ等でご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>

【問い合わせ先】
江東区役所区民部課税課 TEL.03（3647）9111（大代表）